安芸太田町公告第59号

次の一般競争入札の実施にあたり、安芸太田町財務規則(平成16年規則第42号)第86条の規定により公告する。

令和 7年10月22日

安芸太田町長 橋本博明

- 1 発 注 件 名 安芸太田町簡易水道各戸量水器取替業務(筒賀地区)
- 2 発 注 内 容 別紙仕様書のとおり
- 3 履行場所 安芸太田町大字中筒賀、上筒賀地内
- 4 履行期間 契約締結日の翌日から令和 8年 3月31日まで
- 5 発注 課等 建設課
- 6 参加資格要件

次に掲げる参加資格要件をすべて満たすこと。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定の いずれにも該当しないこと。
- (2) 令和7・8年度安芸太田町物品等競争入札参加資格において、「①物品等:[20203]給排水・衛生設備②物品等:[20399]その他土木関係③建設工事等:[土木一式工事]」の資格認定を受けていること。
- (3) 本公告日から開札日までの間のいずれの日においても、安芸太田町の指名除外を受けていないものであること。
- (4) 安芸太田町内に本店を有し、かつ、安芸太田町簡易水道指定給水装置工事事業者であること。

7 入札手続き

- (1) 仕様書の閲覧方法 安芸太田町ホームページ掲載
- (2) 質問書の提出場所、提出方法及び提出期限
 - ① 質問書様式 任意様式
 - ② 提出場所 安芸太田町役場総務課
 - ③ 提出方法 持参、FAX
 - ④ 提出期限 令和 7年10月28日午後4時まで
- (3)回答書の回答方法、閲覧場所、閲覧期間
 - ① 回答方法 質問者に対し、個別回答するほか、次の閲覧場所において閲覧に供する。
 - ② 閲覧場所 安芸太田町役場総務課
 - ③ 閲覧期間 令和 7年10月29日から入札日の前日まで ただし、閉庁時間を除く。

- (4) 入札参加資格確認申請書の提出方法、提出場所及び提出期限
 - ① 申請書 別記様式第1号
 - ② 提出方法 持参又は郵便等
 - ③ 提出場所 安芸太田町役場総務課
 - ④ 提出期限 令和 7年10月30日午後4時まで ただし、閉庁日及び閉庁時間を除く。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知

令和 7年10月31日午後4時までに、FAX又は電子メールにより、結果を通知する。

- (6) 入札及び開札の日時、場所
 - ① 日時 令和 7年11月 4日 午前 9時00分
 - ② 場所 安芸太田町役場 本館2階 第3会議室
- (7) 入札書の様式及び記載金額

入札書に記載された金額に当該金額の100分の10(10%)に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者にかかわらず、契約しようとする希望金額の110分の100に相当する金額(いわゆる「税抜金額」)を入札書に記載すること。

- (8) 入札書の提出方法 持参による。なお、電報、郵送等による入札は認めない。
- (9)無効の入札
 - ① 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札をしたとき。
 - ② 入札を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示でしたとき。
 - ③ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
 - ④ 入札者が2つ以上の入札をしたとき。
 - ⑤ 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札したとき。
 - ⑥ 入札者が連合して入札したとき、その他入札に関して不正の行為が あったとき。
 - ⑦ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
 - ⑧ 再度の入札をした場合においてその入札者が1人であるとき。
 - ⑨ 入札に際しての注意事項に違反した入札であるとき。

- (10) 入札執行上の注意事項
 - ① 入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか、入札 室の出入りを禁止する。
 - ② 入札執行中は、入札者の私語、放言等を禁止する。
 - ③ 入札室には、入札に必要な者以外は入室してはならない。
 - ④ 入札書の記載事項について訂正を行う場合は、訂正箇所に二重線を引いた上で、訂正印を押印しなければならない。
 - ⑤ 入札者は、一旦提出した入札書の書換、引換又は撤回することができない。
 - ⑥ 入札執行中の入札辞退は、入札辞退届又その旨を記載した入札書を、 入札執行者に直接提出すること。
 - ⑦ 落札者がいないときは再度の入札をする。ただし、無効な入札をした 者は、再度の入札に参加することができない。
 - ⑧ 再度の入札は、2回までとする。

8 落札者の決定方法

- (1)予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会っていない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 9 入札保証金及び契約保証金 免除
- 10 契約事項
 - (1) 契約書案は、総務課において閲覧に供する。
- 11 その他

その他物品等一般競争入札の執行については、安芸太田町財務規則、安芸太田町物品等入札執行要領(平成28年訓令第10号)、安芸太田町物品等一般競争入札事務処理要領(平成28年訓令第11号)による。

12 問い合わせ先

〒731-3810

広島県山県郡安芸太田町大字戸河内784番地1

安芸太田町役場 総務課

電 話(0826)28-2111

FAX (0826) 28-1622